

様式第1号 (第5関係)

いわて奥州牛販売指定店指定申請書

平成 年 月 日

いわて奥州牛協会
会長 小沢 昌記 様

申請者 住 所
名 称
代表者名 印
電話番号

当店(社)は、「いわて奥州牛」の販売指定店の指定を受けたいので、申請します。

記

1 現在、取り扱っている「いわて奥州牛」及びその他産地の牛肉

産 地	仕 入 先	年間取扱数量 頭	販売表示名(レストランにあつては、メニュー名)
合 計			

2 今後の「いわて奥州牛」の取扱予定

仕 入 先	年間取扱数量 頭	販売表示名(レストランにあつては、メニュー名)
合 計		

3 添付書類

- (1) 様式第1号別添 いわて奥州牛販売指定申請店概要書
- (2) 様式第2号(第5関係) いわて奥州牛販売指定店推薦書

様式第1号の別添

いわて奥州牛販売指定申請店概要書

1 申請店の所在地、名称

所在地 〒 _____

TEL _____ FAX _____

名 称 _____

2 仕入先

3 店の区分(○印のこと)

卸売店 小売店 飲食店

4 1カ月当たりの牛肉販売量

和牛(kg) 国産牛(kg) 輸入肉(kg)

和牛のうち「いわて奥州牛」販売量(kg)又は見込み(kg)

5 従業員数

販売員等(名) 事務員(名)

6 店舗面積

_____ m²

7 牛肉販売担当者

職名 _____ 氏名 _____

様式2号(第5関係)

「いわて奥州牛販売指定店」推薦書

平成 年 月 日

いわて奥州牛協会
会長 小沢 昌記 様

推 薦 者
住 所
名 称
代表者名
電話番号
FAX 番号

印

下記の販売店について、「いわて奥州牛販売指定店」要領第5の規定に基づき、
いわて奥州牛販売指定店に推薦します。

記

推薦する販売店

いわて奥州牛販売指定店要領

(目的)

第1 いわて奥州牛（以下「奥州牛」という。）の名声拡大と販売促進のため、販売指定店認定制度を導入して流通段階での管理運営を円滑にし、販売指定店の育成と奥州牛の販売網の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2 奥州牛とは、岩手ふるさと農業協同組合（以下「農協」という。）が指定する産地（以下「指定産地」という。）において肥育管理され、農協を経由して出荷された次の肉用牛をいう。

(1) 品種 黒毛和種

(2) 出生地 全国和牛登録協会発行の子牛登記書又はこれに準ずる証明書により出生地の確認ができるもの

(3) 肥育期間 出生から屠畜までの期間内において、指定産地内での肥育期間が最長であり、かつ、最終飼養地が指定産地内であるもの

(4) 格付基準 社団法人日本食肉格付協会の定める肉質等級が4以上であり、かつ、歩留等級がA又はBのもの

(銘柄の証明及び表示方法)

第3 生産者は、奥州牛であることを証明するため、販売牛1頭ごとに肉牛生産履歴証明書を発行するとともに必要な書類を販売店に提供する。

2 奥州牛の証として、東京食肉市場株式会社及び農協指定屠場において、枝肉に銘柄印を押印する。

(販売店の指定)

第4 奥州牛の販売網を確立し高品質の牛肉を消費者に提供するため、販売店を指定することとし、その名称をいわて奥州牛販売指定店（以下「指定店」という。）とする。

(指定店の申請)

第5 指定店の認定を受けようとする者は、東京食肉市場株式会社、同市場中卸業者又はいわて奥州牛協会会長（以下「会長」という。）が指定する仲買業者のいずれかの推薦を受け、会長に申請するものとする。

(指定店の認定)

第6 会長は、第5の規定により指定店の申請があった場合において、次項に規定する取扱基準を満たしていると認めるときは、これを認定する。

2 指定店の認定の基準は、次の各号に掲げる取扱店における年間の奥州牛の取扱いが当該各号に定める頭数以上とする。

(1) 卸売店 4頭

(2) 小売店 2頭

(3) 飲食店 2頭

3 会長は、第1項の規定に基づき指定店に認定したときは、当該指定店に対しそれを証明する看板を交付する。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、特に適当と認める管内の販売店については、第2項に規定する基準に満たない場合でも指定店に認定できるものとする。

(指定店の責務)

第7 指定店は、本要領を遵守し、善良な管理の下に販売を行うとともに、奥州牛の宣伝に協力し、消費拡大に努めるものとする。

(販売促進資材の提供)

第8 会長は、指定店に対して販売促進資材を無償提供する。ただし、あらかじめ定めた量を超えた場合は、その超えた量につき有償とする。

2 前項に規定する販売促進資材の種類及び数量は、会長が別に定める。

(指定店の取消し)

第9 会長は、指定店から認定解除の申請があった場合は、指定店の認定を取消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、指定店が本要領に違反し、又は奥州牛の信用を失墜させる行為を行った場合は、指定店の認定を取消することができるものとする。

3 指定店は、前2項の規定により指定店の認定の取消しがなされた場合は、第6第3項に規定する看板及び第8に規定する販売促進資材を速やかに返還しなければならない。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月27日より施行する。